

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名	山本 詩織
学位	博士(教育学)
学位記番号	新大院博(教)第24号
学位授与の日付	令和元年9月20日
学位授与の要件	学位規則第3条第3項該当
博士論文名	戦後日本の教育における生命観構築の研究 — 道德教育を中心にして —
論文審査委員	主査教授 相庭 和彦 副査教授 宮菌 衛 副査准教授 雲尾 周

博士論文の要旨

本研究は、序章と終章、その間の4章、合わせて全6章から構成される。序章において研究の目的と意義および研究方法が示され、第1章と第2章で『小学校学習指導要領』の道德の領域における生命観構築に関する状況と小学校道德における生命観構築に関する状況を考察し、第3章では新潟県教職員組合の道德教育に対する運動史の検討を通して道德教育批判の歴史と論理を整理し、第4章で市民性教育との構造的関係性から考える道德教育のあり方を展望した。そして、終章で研究の結論と今後の課題をまとめていくという構成である。

本研究は戦後日本の道德教育に関して、特に「生命」という観点から批判的検討をすることを目的としている。道德教育に関する研究は、戦後教育史や教育内容、教育方法など多く存在している。その中で本研究は「生命」という観点から道德教育の在り方を捉えなおそうという点に高い新規性がある。

生命観構築において「死」を意識化することが必要不可欠であることに対して、現状では「死」がタブー化されている。先行研究においても「死」のタブー化は指摘されているが、本研究は国家権力による「死」のタブー化が存在し、教育という営みをもって「死」のタブー化を完成させている可能性を指摘している。教育という営み、特に生命観の構築と構造的関係性を持つ道德教育について、「生命」という観点からその現状や機能について検討し、生命観を基礎とした教育のあり方について展望しようというものである。

第1章では第二次世界大戦以降の日本で小学校教育課程の基準である『小学校学習指導要領』、そしてとりわけ道徳の領域において「生命」というキーワードから自己の「生命」の位置づけについて考察している。自己の「生命」は低学年から系統的に学習するよう位置づけられているものの、内容構成においては社会的側面から自己の「生命」を考えることはおろか、なぜ「生命」が尊く崇高なものであるのか実感を持って理解することさえも阻害する可能性があり、児童の生命観構築のために必要な自己の「生命」を適切に意識下に置くことができていない現状を明らかにした。その結果から『小学校学習指導要領』には、児童生徒が主権者としての成長を阻害する大きな問題があることを示唆した。

第2章では、小学校における道徳教育での生命観構築がいかに行われているかについて教育内容から明らかにするために、広く使用されていた補助教材である『心のノート』と『私たちの道徳』をもとに考察している。その結果、日本国憲法で否定している全体主義を児童生徒に強制していると捉えることができる点が明確化されている。それは、人権という観点から自分自身の「生命」を個人の権利として位置づけることができておらず、自己決定権の正しい理解を促すことが出来ない状況であることを意味しており、主体性や能動性を国家が児童生徒から剥奪している状況が存在していることを示唆したものである。

第3章では、『新潟県教職員組合史』と『新教組週報』の記録をもとに、新教組による特設道徳の設置に対する反対運動の動向について調査・検討した。新教組の反対運動は、戦前の体制や、それによって歪められた教育に対する批判を根底として、新たに民主化され、基本的人権が尊重される戦後日本社会を形成し、生活していく人間の育成を教育が担うのだという人権意識を軸として展開していたという事実が明らかとなった。

しかし、この反対運動が行政側の道徳教育に対して十分な対抗基軸として道徳性とはいかなるものかという合意形成を行う前に特設道徳の設置へと至る。新教組運動の動向からは道徳教育が教科化された現在の状況との類似性も指摘でき、道徳教育が内包する問題が領域として特設された当初から存在しているものであるという点を明らかにした。

第4章では、道徳教育と市民性教育について、その想定する人間像から、市民性教育が道徳教育を包括した教育概念であり、両者ともに学習者は主権者としての自覚を持つことを前提とすることで成立する構造的関係性を持つことを明らかにしている。市民性教育や道徳教育を成立させる条件は次の2点にまとめられている。1点目は生存権や自己決定権、幸福追求権をはじめとする人権が保障される社会状況であること、2点目は、学習者自身の生命を自分自身のものだと認識し、自己決定して自己充実することが可能であるという、主権者としての自覚を持つことである。

主権者教育においても、道徳教育における生命の学習はその成立条件から主権者教育と密接な関係にあり、相互に関連付けて取り扱われる必要があるにも関わらず、学習者の生命は学習者自身のものだと明確に位置づけられていない事実を明らかにしており、その要因として、日本における市民性教育導入の背景と道徳性に関する理解の不完全さが指摘されている。

以上の1章から4章までの検討結果をふまえ、道徳教育における「生命」の位置づけと道徳教育の問題の起源という観点から、「臣民」観と「市民」観の理解の齟齬により道徳教育に対するあり方に齟齬が生じてしまい、それが解消されぬまま現在に至ることが指摘されている。その結果、教育により「死」と「生命」のタブー化が完成されている現状を明確化した。今後は「死」や「生命」のタブー化の解消と教職員の語りによる道徳教育の構築が必要であり、過去の実践から道徳教育を構築する可能性についての提起がなされている。

審査結果の要旨

本研究は『小学校学習指導要領』の道徳の領域を「生命」の視点から批判検証し、教育実践分野で多くの論争がある道徳教育の在り方についてあらたな知見を提示した優れた研究である。「死」という概念と「生」という概念を教育領域に展開し、主権者教育と市民教育および道徳教育の3者の関係性を提示することで、道徳教育実践により広い可能性を提起したことはこの研究のもっとも高く評価できる点である。また、戦後道徳教育が教育現場に導入されることに反対した運動にも注目し、その論理的特徴を新潟県教職員組合運動の歴史的検証を通じて明らかにした点は本研究の分析視点の有効性を確認するうえでも評価できる。

ただ、この研究の前提とする「死」が日常生活からかけ離れているとする根拠に、病院の普及と長寿社会の現状を挙げているが、核家族化の進展など社会構造の把握に不十分さがあると指摘できる。このことが核家族化の進展が高齢者と子供の共有空間の消滅を進め、その結果「死」が生活から離れていくという構造を捉えにくくしている。核家族化という視点を組み込むことで、生命観構築をより広く社会構造から把握できたのではないかと指摘できる。また、『小学校学習指導要領』の道徳の領域に限定し論理を展開している。生命観の構築を展望するのであれば、『中学校学習指導要領』も視野に入れ、論を組み立てるべきではなかったかという点も指摘できる。

だがこれらの点は、終章で実践化の課題として整理されているため、本研究の今後の展開が期待される部分である。この研究により明らかにされた「生命」の視点を基にした道徳教育の実践研究が今後積み上げられていくことで、論争多き道徳教育が市民性教育を基軸として整理され、子供たちの道徳性育成を目指した新たな実践の創造に貢献していくであろうことは明確である。

なお、「生命」の視点からの『小学校学習指導要領』の道徳の領域を批判検証し、それに基づき道徳教育と市民性教育の関係性を明確化したうえで新たな道徳教育の実践への論理的可能性を示していることから、博士（教育学）が適当であるとされた。

以上により、本論文は、博士（教育学）の学位を授与するものとして適格であると判定した。